

国不建第406号
令和3年3月2日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

施工体制台帳の作成等についての改正について

今般、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われました。この施工体制台帳については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に基づき、公共工事の受注者はその写しを発注者に提出することとされております。

つきましては、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を別紙のとおり改正し、国や都道府県の建設業許可行政庁あてに通知しましたので、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願い致します。

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：令和3年3月2日
国不建第404～405号

各地方整備局等建設業担当部長
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について（通知）

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

記

一 作成建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用さ

れる場合を含む。)の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者(以下「作成建設業者」という。)の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事(公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。)においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の8第2項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類(以下「再下請負通知書」という。)を提出すべき場所

の3点を記載した書面を通知しなければならない。

- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)

第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類

に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

- ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設（株）

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション／△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

また、①の書面による通知に代えて、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（3）下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

（4）施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を經由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を

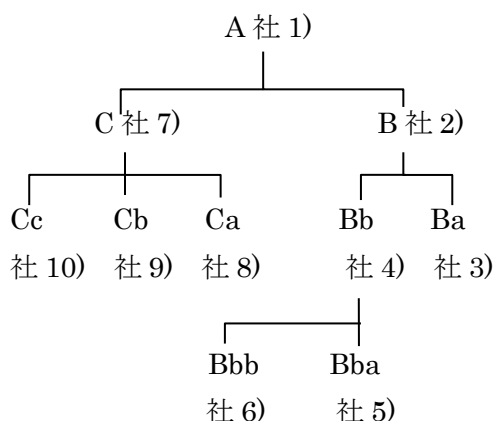
締結した建設業を営む者を Ca 社、Cb 社、Cc 社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の 1) から 10) の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

- 1) A 社自身に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号）及び A 社が請け負った建設工事に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号）
- 2) B 社に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 3 号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 4 号）
- 3) Ba 社に関する…〔B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付〕
- 4) Bb 社に関する…〔B 社が提出する
〃 〕
- 5) Bba 社に関する…〔Bb 社が提出する
〃 〕
- 6) Bbb 社に関する…〔Bb 社が提出する
〃 〕
- 7) C 社に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 3 号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 4 号）
- 8) Ca 社に関する…〔C 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付〕
- 9) Cb 社に関する…〔C 社が提出する
〃 〕
- 10) Cc 社に関する…〔C 社が提出する
〃 〕

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。

施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

また、規則第 1 4 条の 2 第 1 項各号及び同条第 2 項各号に掲げる事項が、（同条第 2 項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付書類に代えることができる。



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第14条の5第3項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が（1）の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督の実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載す

る。

また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。

チ 第2号トの「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。

リ 第2号チ及び第4号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

ヌ 第2号リ及び第4号リの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

ル 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類(規則第14条の2第2項)関係

イ 第1号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第19条第1項各号に掲げる事項が網羅されていないから、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ハ 第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）別記様式第6号（イ）による1級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ニ 第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号トに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

（7）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、（4）に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

（8）施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第3号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。

② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更し

て表示しておかなければならない。

- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第2号及び第4号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。
- ⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

（9）施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

（10）施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

（11）法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記（10）の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記（10）の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工

体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の通知を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

(2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1) に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

① 当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一(2)①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

② 作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要がある、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない(規則第14条の4第2項)。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

③ 再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。

④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加

えて変更後の書類を添付しなければならない。

- ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一（２）①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

- ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第１４条の４第３項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第１４条の４第３項に規定する添付書類に代えることができる。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一（１）の金額を下回る民間工事など法第２４条の８第１項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第１４条の２から第１４条の７までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、よりの確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第１４条の２等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の可許	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自	年 月 日	契約日	年 月 日
	至	年 月 日		

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐 名		資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
	資格内容		資格内容
	担当 工事内容		担当 工事内容

一号特定技能外 国人の従事の 状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自	年 月 日	契約日
	至	年 月 日	

建設業の可許	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
	権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
	資格内容	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の 状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

施工体系図(作成例)

發 注 者 名	
工 事 名 称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元 請 名 ・ 事 業 者 ID	
監 督 員 名	
監 理 技 術 者 名 主 任 技 術 者 名	
監 理 技 術 者 補 佐 名	
専 門 技 術 者 名	
担当工事内容	
専 門 技 術 者 名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会 長	統括安全衛生責任者

副 会 長	

工 事	会社名・事業者 ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	特定専門工 事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者	
工 事	担当工事 内 容	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

工 事	会社名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工 期		
		年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会社名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工期		
		年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会社名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工期		
		年 月 日 ~ 年 月 日	

工 事	会社名・事業者 ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	特定専門工 事の該当 有 ・ 無	
専 門 技 術 者		
	担当工事 内 容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工 期		
		年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会 社 名 ・ 事 業 者 ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一 般 / 特 定 の 別		一 般 / 特 定
	安 全 衛 生 責 任 者		
	主 任 技 術 者		
		特 定 専 門 工 事 の 該 当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担 当 工 事 内 容	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
	担当工事内 容		
工期		年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会社名・事業者 ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	特定専門工 事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者	
	担当工事 内 容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・事 業 者 ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一 般 / 特 定 の 別		一 般 / 特 定
	安 全 衛 生 責 任 者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工 期		
			年 月 日 ~ 年 月 日

工 事	会 社 名・事 業 者 ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一 般 / 特 定 の 別		一 般 / 特 定
	安 全 衛 生 責 任 者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工 期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工 事	会 社 名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工 期		
		年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会社名・事業者 ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専 門 技 術 者		
	担当工事 内 容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工 期		
		年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事		担当工事内 容	
	工 期		
			年 月 日 ～ 年 月 日

工 事	会 社 名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 事	担当工事内 容		
	工 期		年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・ 事業者ID		会社名・ 事業者ID	
----------------	--	---------------	--

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
現 場 代 理 人 名			雇用管理責任者名		
権限及び 意見申出方法			専 門 技 術 者 名		
主 任 技 術 者 名		専 任 非専任	資 格 内 容		
資 格 内 容			担当工事内容		

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・事業者ID		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名		専 任 非専任	雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工
事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

作 業 員 名 簿
(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄

提出日 年 月 日

(次)会社名
・事業者ID

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育・資 格・免 許			入場年月日
	氏名			年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日		
	技能者ID									雇用保険	
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現

…現場代理人
- 作

…作業主任者（（注）2.）
- 女

…女性作業員
- 未

…18歳未満の作業員
- 主

…主任技術者
- 職

…職 長
- 安

…安全衛生責任者
- 能

…能力向上教育
- 再

…危険有害業務・再発防止教育
- 晋

…外国人技能実習生
- 就

…外国人建設就労者
- 1特

…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体制台帳等のチェックリスト

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。		
項目	結果	備考
・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となったことの届出の状況		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）		
・主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）		
・法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格		
・主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格		
・一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
・全ての下請負人の請け負った工事の名称、内容及び工期		

・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・ 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）		
・ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）		
・ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・ 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
・ 1 次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		
・ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格		
・ 下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		

チェックポイント		結果	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）			
項目		結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）			
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか			
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期			
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容			
⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法			下請代金のうち労務費相当部分は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め			
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め			
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更			
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め			
⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め			
⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期			完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法			元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから、代金の支払まで50日以内。
⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容			
⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金			
⑮契約に関する紛争の解決方法			
②全ての再下請通知書			
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。			（施行規則第14条の4）
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号			
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称			

③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期		
・請負契約を締結した年月日		
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		
・再下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況		
③主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が主任技術者資格、監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。）		
④主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）		（別紙１）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
⑤主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。		

チェックポイント	結果	備考
（３）元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）		契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
（４）上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか、同規模同業者が下請にいないか確認。
（５）ＪＶ工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
（６）下請負人の中に無許可業者がいる場合に５００万円以上（建築一式工事にあつては１，５００万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか（建設業法第24条の8第4項、入札契約適正化法第15条第1項）。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など。
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか（建設業法施行規則第14条の3）。		掲示文の例は以下参照。

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション／△△営業所

(3) 発注者から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認	公衆の見やすい場所に（建設業法第 40 条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第 25 条）が記載された標識かどうか確認。
(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第 90 条）を提出させる。
(5) 労災保険に関する掲示の確認	労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第 49 条）

3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか（建設業法第24条の8）。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者（監督員）への提出が義務づけられている（入札契約適正化法第15条第2項）。
(2) 発注者（監督員）に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認。
・ 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2第1項）。		追加、変更についても、その内容を確認。
・ 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）。		
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。 ・ 事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認。 ・ 直営施工個所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認。		・ 実際の直営施工個所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・ はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取って確認。 ・ 実際の直営施工個所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認。
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認。 → 疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐に関し、以下の事項について確認（その際、監理技術者に対しては監理技術者資格者証の提示を求める。）		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任（特例監理技術者を除く。）かつ監理技術者資格者証を有していなければならない（建設業法第26条第3項、第4項）。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない（建設業法第26条第5項）。
① 当該主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を除く。）又は監理技術者補佐の現場専任制の確認		日報等で専任制を確認。
② 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実に行っているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙2）「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭試問等により確認。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う（平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。）
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず（建設業法第26条）、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙2）「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。

（別紙１）技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
（１）直接的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書） ②健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 監理技術者補佐：以下のいずれかにより確認 ①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 主任技術者：以下のいずれかにより確認 ①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称		「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。 健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。
（２）恒常的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書） ②健康保険被保険者証の交付年月日 監理技術者補佐：健康保険被保険者証の交付年月日により確認 主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認		「恒常的な雇用関係」とは、①「一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注１）が発注する公共工事における専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。 ・所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。）以前に３ヶ月以上の雇用関係にあること。 ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織再編に伴う所属建設業者の変更（注２）があつた場合には、変更前の建設業者と３ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。また、また、雇用期

		間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。 注１：国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社） 注２：合併、営業譲渡及び会社分割等の組織変更に伴う所属建設会社の変更については、契約書又は登記簿の謄本等により確認するものとする。
--	--	---

(別紙2) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者から聞き取りを行う。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者から聞き取りを行う。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者から聞き取りを行う。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者から聞き取りを行う。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者から聞き取りを行う。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取りを行う。

(参考) 現場施工確認等実施フロー図

契約手続き

施工体制台帳

発注者及び許可行政庁

入札



契約

工事内容、施工体制の内容について
請負業者と打合せ



工事の着手



※現場確認

現場に備え置く (発注者(監督員)への写しの提出)



・内容のチェック(事前確認)

・不備・変更について確認

(不備・変更内容について報告を求
める。)

施工体制に変更が生じた場合は、
速やかに施工体制台帳の変更。

→発注者(監督員)へ報告



・現場での施工体制等をチェック

